

**岡谷市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）**

令和 8 年 3 月
岡谷市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨、現状	1
2 目標	1
3 計画の期間	2
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

岡谷市教育委員会では、学校における働き方改革を推進し、教職員の長時間勤務の是正を図ることと心身の健康の保持・増進に努めるとともに、教職員一人ひとりが日々の生活の質を高め、教職人生をより豊かなものとすることをめざしてまいります。

教職員が自らの人間性や創造性を高めながら主体的に学ぶ時間を確保し、高い専門性と意欲をもって教育活動に専念できる環境の整備を進めるとともに、こうした取組を通じて、教職員がやりがいと誇りをもって教育に携わることができる学校づくりを推進し、子どもたちにとってよりよい教育の実現をめざします。

(2) 本市の現状

本市では、平成 31 年 3 月に「学校における働き方改革のための基本方針」を策定し、この方針を踏まえて、令和 7 年 8 月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」として改訂し、教職員の時間外在校等時間を年間 360 時間以内、月 45 時間以内として目標を定め、長時間勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度の状況は以下のとおりです。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間以下の割合
小学校	月 41 時間 14 分	60.1%
中学校	月 42 時間 15 分	54.5%

※時間外在校等時間には、自己研鑽の時間及び業務の持ち帰りの時間は含まない。

本市における教職員の時間外在校等時間については、目標で掲げた月 45 時間は達成しているものの、月 45 時間を超える教職員もいることから、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、市長部局、他の行政機関、地域との連携を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出し、「教師が教師でなければできない業務」に専念できるようにすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、国の指針に示された「学校と教師の業務の 3 分類」を基本とする本市の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	年平均	月 45 時間以下の割合
小中学校	月 30 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（カッコ内は令和 6 年度の数値）

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 18 日（14.2 日）

イ ストレスチェックにおける総合健康リスク 75%まで減少させる（78.0%）

※総合健康リスク 100%を全国平均としている。

ウ ストレスチェックにおける「働きがい」などに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 90%にする。
(87.2%)

3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた見直しとして、以下の内容に取り組みます。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

	業務	具体的な取組
①	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	通学の見守り活動については、引き続き、各地域のボランティア等による活動体制を維持できるよう、コミュニティ・スクールを基盤に地域の新たな担い手の確保等に努めます。登下校の時間設定については、教職員の負担軽減の視点を加味し、適切な時間設定に努めます。
②	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	引き続き、警察や関係団体等の協力を得ながら、校外における夜間等の見回りに対応します。児童生徒の補導事案等は、保護者の責任による対応が基本となりますが、学校に関わる必要がある場合は、家庭と連携して警察への連絡等の対応を図ります。
③	学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	国による学校給食費無償化の動向が不明確なため、今後の動向に注視しながら、学校徴収金に関わる公会計化の研究を進めます。
④	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	各校に学校と地域の連絡調整等を行い、地域学校協働活動の推進役となるコーディネーターの配置を進め、教員が担う業務の役割を分担します。
⑤	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	学校だけでは対応しきれない過剰、不当な苦情等については、市教育委員会の「こども教育相談センター」及び「学びの創生・連携支援室」が関わりながら、法的対応が求められる事例については、市の顧問弁護士等の専門的な関わりを得ながら学校をサポートします。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

	業務	具体的な取組
⑥	調査・統計等への回答	引き続き、学校配布物や照会依頼等の抑制に努めながら、デジタルデータによる文書の量の縮減を図ります。家庭配布物の適切な運用に努め、家庭用アプリの活用により配布事務の負担軽減を進めます。
⑦	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	各校の運営方針や取組を公表する各校のウェブサイトについては、学校の独自性を大切にしながら、テーマの共通化、簡素化により、学校における管理の負担軽減に努めます。

⑧	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	学校情報機器等の日常的な保守管理については、業者委託を基本にしつつ、引き続き、情報教育指導員の配置や委託によるG I G Aサポートが不具合等に対応し、教員の負担軽減を図ります。
⑨	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	学校プールや体育館等学校施設の日常的な管理については、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、学校業務員等も関わりながら負担の分散に努めます。学校施設の社会体育活動等については、利用者の責任のもと、安全な施設利用を促します。
⑩	校舎の開錠・施錠	一人の教職員に管理等の負担が集中しないよう、施錠管理を分担します。
⑪	児童生徒の休み時間における安全への配慮	休み時間における安全への配慮は、学校全体でサポートできる体制を構築します。
⑫	校内清掃	各校の清掃活動については、教育的要素や教員の負担軽減の視点を含めて各校で再点検を行い、頻度や内容を検討します。
⑬	部活動	市の「中学生期のスポーツ・文化活動指針」及び「学校部活動地域クラブ移行推進計画」に基づき、中学部活動の地域展開を推進します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

	業務	具体的な取組
⑭	給食の時間における対応	学級担任による給食時間の見守りが過度な負担にならないよう、学校全体のサポートにより負担軽減を図ります。
⑮	授業準備	各校に配置されている学校業務支援員（スクールサポートスタッフ）が教職員の補助的な業務を担うほか、学校情報機器等デジタル技術を有効に活用することで、授業準備の負担軽減を推進します。
⑯	学習評価や成績処理	・各校に配置されている学校業務支援員（スクールサポートスタッフ）が教職員の補助的な業務を担うほか、令和7年度から導入した県の統合型校務支援システム（C4th）の有効な活用を通じて、校務の効率化を推進します。 ・次期システム更改に向け、自動採点システム導入に関する研究を進めます。
⑰	学校行事の準備・運営	引き続き、業者に依頼可能な業務は委託等を行い、教職員の負担軽減に努めます。
⑱	進路指導の準備	中学卒業後の進路に関する事業者のチラシ等の周知については、学校事務員等が対応するなど、進路に関わる事務の負担軽減を図ります。
⑲	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	・支援を必要とする児童生徒・家庭への対応については、引き続き、市教育委員会の「こども教育総合センター」を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な関わりも得ながら、チームでサポートする体制の充実に努めます。 ・不登校児童生徒に対する対応に関しては、教育支援センターの「フレンドリー教室」及び、小中学校に設置している校内教育支援センターのほか、アウトリーチ型支援を行う不登校支援コーディネーターが学校と家庭をサポートし、一人ひとりの教員の負担軽減を図ります。

(2) 学校における措置の推進

国の指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえながら、以下の措置を推進することにより、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ見直します。
- ・職務経験が少ない教職員に、他の教職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備します。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を図ります。
- ・校長及び教頭のリーダーシップの下、同僚性の高い教職員の職場風土の醸成を図ります。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に産業医等による面接指導を勧めます。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組みます。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に完全学校閉庁日の設定を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市ホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等について、市教育委員会からの支援を強化します。各学校におい

では、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティスクール等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に「岡谷市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでまいります。